
玩具安全基準書

ST-2025

2025. 4. 1 第1版

一般社団法人 日本玩具協会

目次

序 文	6
第1部 機械的及び物理的特性	7
第1章 適用範囲	7
第2章 引用規格	9
第3章 用語及び定義	10
第4章 要求事項	22
4.1 一般	22
4.1.1 通常の使用	22
4.1.2 警告の表示場所	22
4.2 合理的に予測可能な濫用	22
4.3 材料	22
4.3.1 材料の品質	22
4.3.2 膨張材料	22
4.3.3 詰め物材料	22
4.3.4 ガラス及び陶器	23
4.4 小部品	23
4.4.1 36ヵ月未満の子供を対象とした玩具	23
4.4.2 36ヵ月以上72ヵ月未満の子供を対象とした玩具	23
4.5 特定の玩具の形状・寸法・強度	24
4.5.1 握り締め玩具、がらがら、留め具(fasteners)、その他の特定の玩具、及び玩具の構成部品	24
4.5.2 小球	26
4.5.3 ポンポン	26
4.5.4 幼児用遊び人形	26
4.5.5 玩具のおしゃぶり	27
4.5.6 風船	27
4.5.7 ビー玉	27
4.5.8 半球形の玩具	27
4.6 縁部	29
4.6.1 ガラス又は金属製の接触可能な鋭い縁部	29
4.6.2 機能的な鋭い縁部	30
4.6.3 金属製玩具の縁部	30
4.6.4 プラスチック成型加工の玩具の縁部	30
4.6.5 露出したボルト又はねじ付きロッド(threaded rods)の縁部	30
4.7 先端	30
4.7.1 接触可能な尖った先端	30
4.7.2 機能的な尖った先端	31
4.7.3 木製・竹製の玩具	31
4.8 突起	31
4.8.1 一般	31
4.8.2 入浴用玩具(バス・トイ)の突起	31
4.9 金属ワイヤー(針金)及び金属棒	31
4.10 玩具及び包装の中のプラスチック・フィルム又はプラスチック・バッグ	32
4.11 コード	32

4.11.1	一般	32
4.11.2	18 カ月未満の子供を意図した玩具におけるコード	33
4.11.3	18 カ月以上36カ月未満の子供を意図した玩具におけるコード	33
4.11.4	36 カ月未満の子供を意図した「固定された輪」及び「引き結び」	34
4.11.5	引っ張り玩具のコード	35
4.11.6	電線(electrical cables)	35
4.11.7	36 カ月未満の子供を意図した特定のコードの直径	35
4.11.8	36 カ月未満の子供を意図した自動引込みコード	35
4.11.9	揺りかご、ベビーベッド又は乳母車に張り渡すよう、又はその他の方法で取り付けよう意図された玩具	35
4.11.10	玩具のバッグのコード	35
4.11.11	飛行玩具のコード、糸及び綱	36
4.12	折畳み機構	36
4.12.1	玩具のベビーカー、乳母車及び類似の玩具	36
4.12.2	折畳み機構のあるその他の玩具(例:アイロン台、椅子)	37
4.12.3	蝶番のヒンジ線の間隔	37
4.13	穴、隙間及びメカニズム(機構)への接触可能性	37
4.13.1	剛性材料における丸穴	37
4.13.2	可動部分の接触可能な隙間	37
4.13.3	その他の駆動機構	38
4.13.4	巻き取りキー(例:ぜんまいキー)	38
4.14	ばね	38
4.15	安定性及び過荷重の要求事項	38
4.15.1	乗物玩具及び座席の安定性	38
4.15.2	乗物玩具及び座席の過荷重	39
4.15.3	静止している床面玩具の安定性	39
4.15.4	一人乗りのぶらんこ・類似玩具	39
4.16	閉鎖的な包囲体(子供が中に入ることができる玩具)	39
4.16.1	換気	39
4.16.2	閉める仕組(closure)	40
4.16.3	頭を覆う玩具	41
4.17	顔面を覆うアイテム及び模造保護具	41
4.18	発射体付玩具	41
4.18.1	一般	41
4.18.2	発射体	41
4.18.3	蓄積エネルギーを有する発射体付玩具	43
4.18.4	蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具	46
4.19	飛行玩具	47
4.19.1	一般	47
4.19.2	飛行玩具のローターの回転翼	47
4.19.3	リモート・コントロールの飛行玩具のローターの回転翼	48
4.20	水上玩具	48
4.21	電動乗用玩具の速度制限等	48
4.22	熱源を有する玩具	48
4.23	液体の詰まった玩具	48
4.24	口で操作する玩具	49

4.25 音響の要求事項	49
4.26 磁石と磁性部品	50
4.26.1 一般.....	50
4.26.2 8才以上の子供を意図した磁力・電気実験セット.....	50
4.26.3 磁石及び磁性部品を使用したその他すべての玩具.....	50
4.27 首の周囲全体又は一部に巻き付けるよう意図したストラップ	51
4.28 ハンドルやステアリングホイールの顎の挟み込み	51
4.29 組立.....	51
4.29.1 一般.....	51
4.29.2 子供が組み立てることを意図した玩具.....	51
4.29.3 大人が組み立てることを意図した玩具.....	52
4.29.4 使用の合間に分解することを意図した玩具.....	52
4.30 機能的な玩具.....	52
4.31 食物に接触することを意図した玩具	52
4.32 膨らませ式玩具	52
4.33 陸上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具	52
4.34 電池.....	52
4.35 食物等を模した玩具・食物等の匂いのある玩具	53
第5章 試験方法.....	54
5.1 総則	54
5.2 小部品試験(4.3.2、4.4、4.18.3、4.24、4.26 参照)	55
5.3 特定の玩具の形状及び寸法の試験(4.5.1 参照)	55
5.4 小球の試験 (4.5.2、4.18.2 参照)	56
5.5 ポンポンの試験 (4.5.3 参照)	57
5.6 幼児用遊び人形の試験 (4.5.4 参照).....	57
5.7 部品又は構成部品の接触可能性.....	57
5.8 鋭い縁部の試験	59
5.9 尖った先端の試験.....	60
5.10 プラスチック・フィルム又はプラスチック・シートの厚さの測定	62
5.11 コードの試験.....	62
5.12 安定性及び過荷重試験	68
5.13 「閉める仕組み(closure)」及びおもちゃ箱の蓋の試験.....	69
5.14 顔を覆う玩具の衝撃試験 (4.17 参照)	70
5.15 運動エネルギーと壁面衝撃試験(4.18 参照)	70
5.16 温度上昇の測定 (4.22 参照)	73
5.17 液体の詰まった玩具の漏れ(4.23 参照).....	73
5.18 口で操作する玩具の耐久性 (4.24 参照).....	73
5.19 膨張材料 (4.3.2 参照).....	73
5.20 折畳み機構又は摺動(スライド)機構.....	74
5.21 洗うことができる玩具 (4.1 参照).....	74
5.22 合理的に予測可能な濫用の試験	75
5.23 音圧レベルの測定	83
5.24 磁石の引張試験	87
5.25 磁石の磁束指数.....	89
5.26 磁石の衝撃試験 (4.26.3 c)、4.34 参照).....	90

5.27 磁石の浸漬試験 (4.26.3 b参照).....	90
5.28 発射体の射距離の測定(4.18、4.19 参照).....	90
5.29 剛性発射体の先端のアセスメント(4.18.2、4.19.1 参照).....	91
5.30 吸盤付き発射体の長さ(4.18.2 参照).....	92
5.31 顎の挟み込み試験(4.28.3 参照).....	92
第6章 表示.....	93
6.1 通則.....	93
6.1.1 経済主体・対象年齢.....	93
6.1.2 警告.....	93
6.1.3 注意表示.....	93
6.2 警告表示.....	93
6.2.1 警告を表示する場所.....	93
6.2.2 警告の表記.....	94
6.2.3 警告の文字の大きさ.....	94
6.2.4 警告の文言.....	94
別紙Ⅰ 水上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具の要求事項及び試験方法(基準第1部 4.19)	97
別紙Ⅱ 陸上で用いることを目的とする空気入りビニール玩具の要求事項及び試験方法(基準第1部 4.25)	99
別紙Ⅲ 対象年齢表示の構成、表示する位置、表示のサイズ等 (6.1.1 (2)).....	100
(参考資料).....	102

第2部 可燃性

第1章 適用範囲.....	125
第2章 引用規格.....	125
第3章 用語と定義.....	125
第4章 要求事項.....	128
4.1 共通事項.....	128
4.2 頭部に着用する玩具.....	128
4.2.1 共通事項.....	128
4.2.2 玩具表面からの突出しが50mm以上の、「パイル」又は「垂れて揺れ動くもの」から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」.....	129
4.2.3 玩具表面からの突出しが50mm未満の「パイル」又は「垂れて揺れ動くもの」から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」.....	129
4.2.4 完全又は部分成形のヘッドマスク.....	129
4.2.5 「頭部に着用する玩具」(4.2.2及び4.2.3の適用対象に含まれるものを除く。)、「フード」「頭部飾り」..	129
4.3 「玩具の仮装用衣装」及び「子供が遊びで身に着けるように意図された玩具」(参考資料 4.参照).....	129
4.4 子供が中に入るように意図された玩具.....	130
4.5 柔らかい素材の詰まった玩具.....	130
第5章 試験方法.....	131
5.1 共通事項.....	131
5.2 玩具表面からの突出しが50mm以上の、「パイル」又は「垂れて揺れ動くもの」から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」に関する試験.....	131
5.3 「玩具表面からの突出しが50mm未満の、「パイル」又は「垂れて揺れ動くもの」から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」、及び「完全又は部分成形のヘッドマスク」に関する試験.....	132
5.4 「頭部に着用する玩具」(4.2.5)、「フード」「頭部飾り」(「上方に突き出た品目」と「4.2.4の適用対象とはならないマスク(頭の一部又は全体を覆うもの)」(例:繊維製・板紙製のマスク、アイマスク、フェイスマスク)を含	

む。)、「玩具の仮装用衣装」、「子供が身に着けるように意図された玩具」及び「子供が中に入るように意図された玩具」に関する試験	132
5.5 「柔らかい素材の詰まった玩具」及び「玩具の仮装用衣装の柔らかい素材の詰まった部分」に関する試験(参考資料)	140
第3部 化学的特性	155
第1章 子どもの健康に有害となるおそれのある物質に関する要求事項	155
1.1 着色料	155
1.2 ポリ塩化ビニル及びポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分(塗装されている部分を.. 除く。)	155
1.3 うつし絵、折り紙、ゴム製おもちゃ	156
1.4 ポリ塩化ビニル樹脂塗装	156
1.5 玩具の本体及びその構成部品(紙器への印刷用インクは除く。)に施された塗装(ポリ塩化ビニル樹脂塗装を含む。)	156
1.6 おもちゃに用いられた繊維製品	157
1.7 シャボン玉液	159
1.8 おもちゃに用いられた鉛筆、ボールペン、マーキングペン、クレヨン、及びパス、絵の具、チョーク等の書画用品に使用されているインク類	159
1.9 玩具の「可塑化された材料」からなる部分のフタル酸エステル の要求事項	160
1.10 玩具に用いられた金属(非塗装・非被覆のもの)	161
1.11 各部の材料	161
第2章 試験方法	162
2.1 着色料の溶出に関する試験方法	162
2.2 過マンガン酸カリウム消費量の試験方法	162
2.3 蒸発残留物の試験方法	163
2.4 重金属の試験方法	164
2.5 ヒ素の試験方法	165
2.6 カドミウムの試験方法	166
2.7 重金属8元素の試験方法	166
2.8 ホルムアルデヒドの試験方法	168
2.9 シャボン玉液の試験方法	170
2.10 玩具の「可塑化された材料」における6種類のフタル酸エステル試験方法	170
2.11 玩具に用いられた金属(非塗装・非被覆のもの)	173

玩具の安全

序 文

子どもは、遊びから色々な経験を得て、成長していきます。

その遊びをより楽しく、より豊かにするものがおもちゃです。

おもちゃは、安全で、楽しく、面白く、丈夫で、しかも子ども達の心身の成長に役立つものでなければなりません。そして、何万種類とあるおもちゃが、安全であることは特に必要なことです。

我が国で販売されるおもちゃの安全性を高めるために、日本玩具協会は、昭和46年(1971年)に、玩具安全基準(ST基準)を策定するとともに、玩具安全マーク(STマーク)制度を創設しました。

当協会のST基準・STマーク制度は、我が国の玩具安全の確保に大きく貢献してきました。

近時、国内外で玩具安全への取組が強化されています。そして、玩具安全に関する国際的な規格の開発が進展しています。

こうした状況を踏まえ、ST基準について、ST2012への切替えを機に、第1部(機械的・物理的特性)・第2部(可燃安全性)をISO規格(ISO 8124)に準拠することと致しました。

なお、ST基準第3部(化学的安全性)は食品衛生法の玩具規制を基礎としています。

当協会は、ST基準をもとに、STマーク制度を運営しています。

STマーク制度は、ST基準をもとに、中立的な第三者検査機関で検査を受け、適合性が確認された玩具にSTマークを表示することを認める制度ですが、消費者にとって、このSTマークが購入する際の判断の大きな目安になっています。

なお、おもちゃは、子ども達の健全な育成に資することが求められますので、STマーク制度では、ST基準への適合だけでなく、差別・虐め、卑猥、動物虐待、麻薬・薬物使用、入墨、喫煙・飲酒誘因といった要素も考慮に入れています。

技術の進展・価値観の多様化が進み、従来の範疇にはない新しいおもちゃが次々と開発されています。「おもちゃ」の定義は時代とともに広がっています。

当協会としましても、時代や社会の変化を敏感に受け止め、時代に即応した玩具安全基準の確立に努めてまいりたいと存じます。